

令和4年6月30日
中部地方整備局

公契約関係競売等妨害に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : ①株式会社銭高組
②アイサワ工業株式会社
業者の住所 : ①大阪府大阪市西区西本町2-2-4
②岡山県岡山市北区表町1-5-1
- 指名停止措置期間 : 令和4年6月30日から令和4年7月29日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
(株)銭高組の元名古屋支店長とアイサワ工業(株)の名古屋支店長が、防衛省近畿中部防衛局発注の航空自衛隊岐阜基地(岐阜県各務原市)内における建設工事を巡り、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害容疑で、令和4年5月31日に名古屋地方検察庁に在宅起訴された。
- 指名停止措置理由
有資格業者である(株)銭高組の元名古屋支店長とアイサワ工業(株)の名古屋支店長が、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害容疑で在宅起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領別表第2第8号ロ」に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
建設専門官 田川 慎二 電話番号(052)953-8138